

愛知県義務教育問題研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県義務教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県義務教育問題研究協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(研究協議事項)

第2条 義務教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識者、一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 公立義務教育学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県行政関係者
- (6) その他県教育委員会教育長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会議は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会議及び専門部会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。